



## 第5章 推進体制



# 1. 市民・事業者・団体等との連携

男女共同参画社会の推進には、家庭や地域社会、学校、職場などあらゆる分野で、多くの個人や組織が連携を図りながら取り組む必要があります。

市民や事業者、各種団体等がそれぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に取り組んでいけるよう、積極的に本計画の周知を図るとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

# 2. 庁内推進体制の整備

- 本市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するために設置する「男女共同参画庁内推進会議」により、全庁的な男女共同参画の推進に取り組みます。
- 庁内推進会議の下部組織として、「ネットワーク会議」を置き、本計画に位置づけた施策を着実に実施します。
- 行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映できるよう、社会情勢や社会的課題をテーマとした「職員意識啓発研修会」を開催し、職員の男女共同参画への更なる理解や意識の向上を図ります。また、様々な機会を利用し、全職員に向けた男女共同参画に関する情報提供を行います。

# 3. 計画の進行管理

計画の実効性を高めるためには、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくことが求められます。

このことから、本計画では、計画(PLAN) → 実行(DO) → 評価(CHECK) → 改善(ACTION) という、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行います。また、毎年度の実施状況は市ホームページ等で公表します。



